

頑張る中小事業者月次支援金 上限金額拡大のご案内

この度、広島県では飲食店の休業・時間短縮営業の影響を大きく受け、売上が減少している県内の中小事業者の方々を対象に、現在申請受付中の「頑張る中小事業者月次支援金」の制度を拡大して、支援します。

対象者

広島県内の中小事業者（県内に本社・本店のある中小法人・個人事業者）

申請期間

1月分：2022年2月1日（火）～3月31日（木）

2月分：2022年3月1日（火）～4月30日（土）

※当日消印有効

上限金額の拡大の概要

- 飲食店の休業・時短営業の影響により売上が70%以上減少した場合の上限金額を拡大します。
- すでに1月分を申請済みの方については、改めて書類を提出する必要はありません。原則、提出済の書類等で確認し、追加支援の対象となる場合には、上限金額拡大後の金額で給付します。

前年等と比較した 売上の減少率	給付額 1事業者当たり
NEW 90%以上※	・中小法人：上限60万円/月 ・個人事業者：上限30万円/月
NEW 70%以上90%未満※	・中小法人：上限40万円/月 ・個人事業者：上限20万円/月
50%以上70%未満	・中小法人：上限20万円/月 ・個人事業者：上限10万円/月
30%以上50%未満	・中小法人：上限8万円/月 ・個人事業者：上限4万円/月

※「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した」場合に限る

お問い合わせ先
(平日 9:30~17:00)
※土・日・祝日を除く

頑張る中小事業者月次支援金センター
☎082-248-6853

